第２９回

小野市農業委員会　議事録

小野市農業委員会

第２９回　小野市農業委員会　議事録

１　開催日時　令和８年８月２１日（金）午後１時３０分～午後３時４３分

２　開催場所　小野市役所　２階　会議室２－１・２－２

３　出席委員　（農業委員７名）

１：	池澤　弘子	２：	住本　昌彦
３：	岸本　富生	４：	~~住本　浩也~~
５：	稲田　保	６：	山田　英俊
７：	中尾　正美	８：	服部　正代

（農地利用最適化推進委員１５名）

９：	大谷　敏行	１０：	田中　勝
１１：	藤原　三男	１２：	井上　勝秀
１３：	藤原　一男	１４：	井上　秀隆
１５：	増田　種正	１６：	林　　茂雄
１７：	大島　育雄	１８：	西山　彰彦
１９：	横山　和行	２０：	片山　嘉彦
２１：	中村　富昭	２２：	松尾　信行
２３：	永井　達郎		

４　欠席委員　　（農業委員１名）

４：　住本　浩也

（農地利用最適化推進委員０名）

５　議事に関係した事務局職員

事務局長　　印田　裕

事務局　　河嶋　雅浩

６　会議に付した事件

議事

議案第 152 号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 153 号　農地法第５条の規定による許可申請に対する進達について

議案第 154 号　転用制限外農地の届出に対する受理について

議案第 155 号　非農地証明に対する認可について

議案第 156 号　農地等の買受適格証明交付申請に対する交付について

議案第 157 号　小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案第 158 号　小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について

議案第 159 号　農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について
（農地中間管理権）
議案第 160 号　農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について
（農地中間管理・所有権移転）

報告事項

報告１　各種証明書の交付
報告２　農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６８条の規定による小作の解約通知の受理
報告３　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理

【　開　会　】

○議長　開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

みなさん、こんにちは。

本日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。
昨日の神戸新聞の記事に、市内で草刈り中に熱中症で亡くなられた方があり、年齢は５５歳という若さということでした。
熱中症は怖いもので、気を付けなければならないと思っています。昔からの言い伝えで、怖いものとして、「地震雷火事親父」とありますが、最近は、これに加えて、クマや熱中症も怖いですし、千葉県で起きました豪雨など、非常に怖いものが増えています。
８月はお盆の付きでございますが、普段、私は信仰心があまりないのですが８月だけは、お墓参りをしたり、仏様を拝んだりしています。今年から、〇〇寺の寺総代が当たっており、これにあたると８月の１３日に棚経として家に参ってくれるのですが、〇〇町は５０件ほどあり、この５０件を寺総代の私１人と、区長と２人で手分けしてお坊さんを案内していきます。これが、昼から出非常に厚く、日傘をさして回りました。年老いてからの寺総代はえらいことだなと思いました。それから、１５日に〇〇寺で施餓鬼という行事があり、今年が初盆の人が〇〇寺に参って拝んでもらうのですが、今年は７７あり、午前８時から始まり終わったのが１２半ごろでしたので、４時間半ほどグルグルと関係者が仏像に参りましたが、私は手伝いで、私は仏様へのお供えを下げる役をして、このようなことをするのだと思いました。普段、信仰心はありませんが、このときだけは関りがありました。

さて、本日、第２９回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第３条の許可、第５条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明に対する認可、小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見、農用地利用集積計画等促進計画に係る意見（農地中間管理権）、農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について、の審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき、議席番号・氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　　それでは、ただいまから第２９回小野市農業委員会を開会いたします。

（議長着席）

○議長　　まず、最初にご報告申し上げます。

４番：住本　浩也委員から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　　次に、議事録署名委員２名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号

５番　稲田　保　委員

６番　山田　英俊　委員

にお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

（農地法３条関係）

○議長　　議案、第１５２号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書１ページをお願いします。
議案第１５２号
「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」
別紙の農地法第３条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美
詳細は、２ページの３件になります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案第１５２号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第３条関係でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。
なお、各申請につきましては、事務局において農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　　○○番、○○が、１番について説明いたします。
議案書の２ページ、及び参考資料の、１ページから２ページをご覧ください。
申請人：譲受人　加西市○○○○○○○○　○○　○○、譲渡人　加西市○○○○○○　○○　○○
申請地：所在地　復井町字○○○○○○○　地目田　面積○，○○○㎡　自作地、復井町字○○○○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、復井町字○○○○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、復井町字○○○○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、合計４筆、合計面積○，○○○㎡、適用として、贈与による所有権移転であります。

○○○○さんと○○さんは親戚関係にあり、○○さんは、○○○○○の前会長、○○さんは現会長で、今回、新しい会長になられたので、○○○○○○の敷地に隣接する農地であり、○○さんに贈

与することとなりました。
　〇〇さんについては加西市で〇，〇〇〇㎡の農地を所有されておりまして、営農組合に作業受委託をされています。参考資料１ページを見ていただきますと、これが今回の申請地で、〇〇〇〇〇〇の会社があり、この申請地と〇〇〇〇〇〇の間に土地があり、以前転用許可を取ったところで、全て工場が建っております。そして今回は残りの土地を〇〇〇〇〇〇の現会長の〇〇さんに贈与することとなりました。

　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長　　１番について、説明は終わりました。１番についてご質問、ご意見はございませんか。
　（発言なし）

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については許可することに決定してご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）

〇議長　　ご異議が無いようでありますので、１番については許可することに決定いたします。

〇議長　　それでは２番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番　　〇〇番、〇〇が、２番について説明いたします。
　議案書の２ページ、及び参考資料の、３ページから４ページをご覧ください。
　申請人：譲受人　長尾町〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇、譲渡人　長尾町〇〇〇　〇〇　〇
　申請地：所在地　長尾町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、合計１筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

　〇〇〇〇さんと〇〇〇さんは長尾町の同じ隣保の方です。参考資料の３ページと４ページを見ていただいたら分かりますが、〇〇〇〇の左上の家が〇〇〇〇さんでその裏のところが今回の申請地です。地図上は道路がありますが、現況は道路がありません。参考資料４ページでもわかりますが、公図上にも道路はありません。問題は、〇〇〇〇さんの北側を通って申請地に行かなければなりません。６０年ほど前に田んぼを植えているのを見て以来、

稲作はされていないようです。その後、畑として利用されていましたが、〇〇〇〇さんの息子さんが自動車屋をされており、なかなか申請地への進入部分が片付かないため、〇〇〇さんの希望に添えない状況が続いていましたので、〇〇〇〇さんが申請地を買い取るということで話がまとまりました。
　ここは周りが竹藪で、タケノコを取る農地になると思われます。

　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長　　２番について、説明は終わりました。２番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

〇議長　　私から、少し確認しますが、地目は田ですが、現況は竹林ですか。

〇〇〇番　　現況は畑です。タケノコは１～２本程度で、周りが崖のため竹藪となっていて、実体は小さな畑です。

〇議長　　畑としては利用できるということですね。

〇〇〇番　　そうです。水は入りません。

〇議長　　他に２番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、２番については許可することに決定してご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）

〇議長　　ご異議が無いようでありますので、２番については許可することに決定いたします。

〇議長　　それでは、３番について、地元委員から説明をお願いいたします。
　〇〇番

〇〇〇番　　〇〇番、〇〇が、３番について説明いたします。
　議案書の２ページ、及び参考資料の、５ページから６ページをご覧ください。
　申請人：譲受人　来住町〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇、譲渡人　来住町〇〇〇　〇〇　〇〇

申請地：所在地　来住町字○○○○○○　地目田　面積○○㎡自作地、合計１筆、合計面積○○㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

参考資料５ページの地図にありますよう、申請地の前に○○○○さんの家があります。譲渡人と譲受人は本家と新宅の関係になり、○○さんの方が本家となります。申請地については、○○さんが新宅を立てた時に家の前でずっと前から家庭菜園的に畑をされていました。これからも、家庭菜園的な利用をされていくとのことですので、問題はないかと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　　３番について、説明は終わりました。
３番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、３番については許可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、３番については許可することに決定いたします。

○議長　　以上、議案、第１５２号　農地法第３条関係では、申請件数３件、うち許可件数３件により審議は終了いたしました。

（農地法第５条関係）

○議長　　次に、議案、第１５３号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書３ページをお願いします。
議案第１５３号
「農地法第５条の規定による許可申請に対する進達について」
別紙の農地法第５条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美
詳細は、４ページから５ページの６件になります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５３号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第５条関係でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　　○○番、○○が、１番について説明いたします。
議案書の４ページ、参考資料の７ページから８ページをご覧ください。

申請人：借人　黒川町○○○○○　○○○○㈱代表取締役　○○　○○、貸人　片山町○○○○　○○　○
申請地：所在地　片山町字○○○○○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○○○㎡、適用として、賃借権設定による露天駐車場（１１２．５㎡）、露天重機置場（２１．６５㎡）、その他通路（３７８．８５㎡）（第２種農地）であります。

参考資料を見ていただくと分かりやすいのですが、○○○○さんは申請地の隣接地の○○○○○○を昨年１０月の農業委員会で許可申請が出たところです。○○○○さんは舗装工事をされている会社で、○○○○○○を賃借権設定により、事務所などがここにあり、この隣接する田んぼの件です。社員が１～２人ほど増えるとのことや熱中症対策と従業員の駐車場を増やしたいとのこと

です。〇〇〇〇〇〇の田んぼは水利が良くなくて、稲作には不向きで２０～３０年ほど前からされていなかったところです。草刈りなどの保全管理はされておりましたが、どなたかが使ってもらえればと思っていたところ、英章道路さんが借りたいとのことで、話がまとまりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番　　〇番、〇〇が、１番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が道路、南側が水路、北側が道路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

〇事務局　　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

〇議長　　１番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

〇議長　　ご異議が無いようでありますので、１番については進達することに決定いたします。

〇議長　　それでは２番について、地元委員から説明をお願いいたします。
〇番

〇〇番　　〇番、〇〇が、２番について説明いたします。
議案書の４ページ、参考資料の９ページから１０ページをご覧ください。

申請者：借人　大島町〇〇　㈱〇〇〇〇〇〇代表取締役　〇〇〇〇、貸人　大島町〇〇〇〇　〇〇　〇〇

申請地：所在地　大島町字〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、合計１筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、賃借権設定による露天駐車場、普通自動車　１１台、（第２種農地）であります。

申請人は親子関係にあり、〇〇〇〇が父で、〇〇が息子になります。参考資料９～１０ページを見ていただくと分かりますが、公民館のすぐ裏にあり、農業用倉庫のすぐ横にあり入口に近いところです。申請地は、ほとんど稲作はされたことはないと思われ、保全管理の状態でした。

この申請地の近くにある〇〇〇〇が駐車場であり、ここがいっぱいになったため、今回の申請地を転用したいとのことです。庁内の自治会でも話が出ており、農業委員会に申請したとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇番

〇〇番　　〇番、〇〇が、２番の現地調査報告をいたします。

ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路及び水路、西側が宅地、南側が道路、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

〇事務局　　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

〇議長　　２番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、２番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、２番については進達することに決定いたします。

○議長　　それでは、３番と４番につきましては取り下げとなっております。

○議長　　それでは５番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○○番

○○○番　　○○番、○○が、５番について説明いたします。
議案書の４ページ、参考資料の１５ページから１６ページをご覧ください。

申請者：譲受人　加東市○○○○○○○○○　○○○○○○　○○○○○○　○○　○○、譲渡人　船木町○○○○○　○○○○
申請地：所在地　船木町字○○○○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、船木町字○○○○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、船木町字○○○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、合計３筆、合計面積○○○㎡、適用として、所有権移転による一般住宅、木造平屋建　１棟、１階９８．９６㎡、露天駐車場　４台（第２種農地）であります。

譲渡人の孫が○○○○さんであり、現在加東市のアパートに住まれています。実家の方に帰ってきて家を建てたいということで、今回の申請となっています。
参考資料の１５～１６ページに申請地が記載されており、小さな筆は圃場整備によりできたものと伺っています。譲渡人の○○○○さんの家からは３０～５０メートル程度のところに家を建てることとなります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、５番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が水路、南側が宅地、北側が水路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　　５番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、５番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、５番については進達することに決定いたします。

○議長　　それでは６番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○○番

○○○番　　○○番、○○が、６番について説明いたします。
議案書の５ページ、参考資料の１７ページから１８ページをご覧ください。

申請者：借人　昭和町○○○○○　○○　○○、貸人　昭和町○○○○○　○○　○○
申請地：所在地　昭和町字○○○○○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○○○㎡、適用として、使用貸借権の設定による農家住宅　１棟、木造スレートかわらぶき平家建、露天駐車場３台、農作業場、農業用資材置き場（第２種農地）であります。

○○○○さんは○○○○さんの息子になり、現在大島町に住まれていて、毎日実家に手伝いに来られています。父は酪農家であり、他にもブドウ栽培や水稲をされています。今回の申請地については実家の東側の農地であり、ここに農家住宅を建てて息子さんが移り住むとのことです。隣接地も、父がされている農地であ

り支障はなく、畔際にはU字溝を入れて近所には迷惑をかけないとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、６番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が本人の田、北側が宅地及び道路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　　６番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、６番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、６番については進達することに決定いたします。

○議長　　以上、議案　第１５３号　農地法第５条関係では、申請件数４件、うち進達件数４件により審議は終了いたしました。

（転用制限外農地の届出関係）

○議長　　次に、議案第１５４号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書７ページをお願いします。
議案第１５４号
「転用制限外農地の届出に対する受理について」
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美
詳細は、８ページの１件になります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５４号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理関係でございます。

○議長　　該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、１番について説明いたします。

先ほどの第５条案件の○○○○○○の父で登録のある土地です。
議案書の８ページ、参考資料の１９ページから２０ページをご覧ください。

先ほどの第５条案件は公民館の裏でしたが、この申請地は前にあります。現況は荒れ地で、ほとんど触られていない土地であり、この一部を農業用倉庫として建てるとのことです。

申請人：大島町○○○○　○○　○○
申請地：所在地　大島町字○○○○　地目畑　面積○○○㎡の

内○○．○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○○．○○㎡、適用として農業用倉庫　１棟、１階　○○．○○㎡、（第２種農地）であります。

既に農業用倉庫は建っており、事後とはなりますが転用制限外農地の届出により土地を整理しておきたいとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、１番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が畑、西側が本人の田、南側が本人の田、北側が道路及び宅地となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　　１番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については受理することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、１番については受理することに決定いたします。

○議長　　以上、議案　第１５４号　転用制限外農地の届出に対する受理については、申請件数１件、うち受理件数１件により審議は終了いたしました。

（非農地証明関係）

○議長　　次に、議案、第１５５号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書９ページをお願いします。
議案第１５５号
「非農地証明願に対する認可について」
別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美

詳細は、１０ページの４件になります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５５号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「非農地証明願に対する認可について」でございます。
該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○○番

○○○番　　○○番、○○が、１番について説明いたします。
議案書の１０ページ、参考資料の２１ページから２２ページをご覧ください。
申請人：宝塚市○○○○○○○○○○　○○　○○○
申請地：所在地　大開町字○○○○○○○○○○　地目畑　面積○○㎡　自作地、大開町字○○○○○○○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、合計２筆、合計面積○○○㎡、適用として平成９年頃、雑種地（バス回転路）であります。

現況は、記載のとおりで、この度、○○さんから申請があり、大開町の区長からここを買い取る話がまとまったようです。地目は畑ですが、現況は雑種地となっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
　○番

○○番　　○番、○○が、１番の現地調査報告をいたします。
　ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
　従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　　１番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、１番については認可することに決定いたします。

○議長　　それでは２番について、地元委員から説明をお願いいたします。
　○番

○○番　　○番、○○が、２番について説明いたします。
　議案書１０ページ、参考資料の２３ページから２４ページをご覧ください。
　申請人：小田町○○○　○○　○○
　申請地：所在地　小田町字○○○○○○○　地目畑　面積○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○○㎡、適用として昭和５１年頃、宅地（農機具置場兼車庫）であります。

　この申請地は、○○○○さんの家と道の間の車庫のようなものが建っています。昭和５１年ごろに農業をされていたころに建てられたものです。現在は農業をされていないため、中は空ですが、車庫にしたいという希望があり、地目変更をするとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、２番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　　２番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、２番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、２番については認可することに決定いたします。

○議長　　それでは３番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○○番

○○○番　　○○番、○○が、３番について説明いたします。
議案書１０ページ、参考資料の２５ページから２６ページをご覧ください。
申請人：敷地町○○○○○○　○○　○○
申請地：所在地　広渡町字○○○○○○　地目畑　面積○○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○○○㎡、適用として平成８年頃、宅地（進入路）であります。

本人とは話せず、代理人と話をしましたところ、現地は参考資料２６ページの○○○○が申請地であり、奥の○○○○に宅地があり、○○○○を通って宅地に入ることになります。現況は既に

進入路となっており、道路から入る○○○○のところに不動産屋の看板が立っており、家を売るために今回の申請になったようです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、３番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　　３番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、３番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、３番については認可することに決定いたします。

○議長　　それでは４番について、地元委員から説明をお願いいたします。
○○番

○○○番　　○○番、○○が、４番について説明いたします。
議案書１０ページ、参考資料の２７ページから２８ページをご覧ください。
申請人：来住町○○○　○○　○○
申請地：所在地　来住町字○○○○○○○　地目田　面積○．○○㎡　自作地、合計１筆、合計面積○．○○㎡、適用として昭和５１年頃、宅地であります。

今回の第３条申請に合わせて、土地を整理するとのことです。
落とし溝のあるような幅であり、奥に○○さんの家があり、申請地の地目が田であると判明したため申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
○番

○○番　　○番、○○が、４番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局　　ありがとうございます。始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　　４番について、説明は終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、４番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、４番については認可することに決定いたします。

○議長　　以上、議案　第１５５号　非農地証明願に対する認可について、申請件数４件、うち認可件数４件により審議は、終了いたしました。

（農地等の買受適格証明交付申請関係）

○議長　　議案、第１５６号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書１１ページをお願いします。
議案第１５６号
「農地等の買受適格証明交付申請に対する交付について」
別紙の農地等の買受適格者証明書交付申請について、交付の適否につき意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美
詳細は、１２ページの１件になります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５６号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農地等の買受適格証明交付申請に対する交付について」でございます。
買受適格証明について、事務局から補足説明をしてください。

○事務局　　それでは、簡単に「農地等の買受適格証明」の交付についてご説明いたします。
一般的に、裁判所が行う不動産競売事件となった物件（土地とか建物）について、農地が含まれる場合には、入札希望者は入札時に、「農地法上の許可または届出を受ける要件を満たした買受人になれる者である」という証明を裁判所から求められます。
これが、「農地等の買受適格証明」であり、入札希望者は事前にこの証明をもらうために、農業委員会に対して買受適格証明を申請されることとなります。入札時には買受適格証明を持たない、無資格者の落札を防ぐため、あらかじめ入札時に裁判所への提出が求められます。
この買受適格証明の交付を受ける手続きについては、農業委員会で農地法第３条又は第５条のための買受適格証明の申請を行い、委員会で審議を受けたのちに証明が交付されます。
先に述べましたとおり、買受適格証明を持たずに入札はできませんし、第３条や第５条で許可が必要な案件については、即日発効や農家証明のように随時発行はできないので、入札希望者は、入札期間から逆算して買受適格証明の申請をする必要があります。ただし、市街化区域における農地法第５条については通常の第５条の届出と同じく、随時に発行となります。

今回は、第３条の買受適格証明の申請のため、農業委員会では通常の農地法第３条と同様の審議を行っていただくこととなります。

このようなことから、今回、○○町の○○○○○○○○○○○が１１月の競売となったため、この入札希望者から買受適格証明の申請があり、今回の委員会で審議することとなりました。

○○○○○○○○○○○の競売物件は○○件で一括売却されますが、このうち、○○筆が農地であるため、この○○筆の農地に対する買受適格証明の申請となります。農地以外の宅地や雑種地、建物に関しては買受適格証明の範囲には含まれませんが、この○○筆に対する買受適格証明が無ければ、繰り返しますが、裁判所で入札することはできません。

なお、裁判所の入札期間が令和８年１１月５日から１２日までとなっているため、買受適格証明が出てくる可能性のある定例委員会は、８月と９月と１０月の委員会が申請の対象になり、１１月の委員会の議案締切前に申請されても証明は間に合わないため交付できません。

参考までに、今回の競売物件を入札希望者が転用の第５条の買受適格証明で申請を希望しても、物件の中に農振農用地が含まれているため、第５条の買受適格証明は誰にも交付することができません。これは、農振除外や用途区分変更が入札期間に間に合わないためです。

以上、簡単ですが、農地の買受適格証明についてでした。

○議長　　ただいまの事務局の説明について、ご質問等はございますか。

（質問なし）

○議長　　それでは、該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第３条第２項各号に該当しておらず、要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○番（○○　○○　委員）

○○番　　○番、○○が、１番について説明いたします。

議案書の１２ページ、及び参考資料の、２９ページから３２ペ

ージをご覧ください。

申請人：加古郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
所有者及び耕作者：脇本町〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇
申請地：所在地　脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇〇〇㎡　自作地、脇本町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇〇〇㎡　自作地、合計１６筆、合計面積〇〇〇〇〇㎡、適用といたしまして、事件番号、令和７年（ケ）第〇〇〇〇〇号で、物件番号〇〇と〇〇から〇〇、〇〇から〇〇、〇〇と〇〇から〇〇、〇〇から〇〇であります。

〇〇〇〇〇〇〇につきましては、平成１５年３月１２日付で、根抵当権者が〇〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇万円の設定がされています。〇〇〇〇〇〇〇〇は現在の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であり、令和〇年〇〇月〇日付で〇〇地方裁判所〇〇支部から競売の開始決定がされています。
先ほど、事務局が申し上げましたとおり、競売の入札期間は令和８年１１月５日から１１月１２日までとなっており、開札期日は１１月１８日、売却決定期日は令和９年１月１３日となっております。
このため、今回、１名の入札希望者が買受適格証明の申請を行ってきた次第です。

〇〇〇〇〇〇〇の競売対象農地につきましては、脇本町の〇〇〇にある現況農地の部分であり、山林化しているところにつきましては、既に、非農地通知により農地からは除外となっております。

今回の申請人は、〇〇〇〇〇〇卒業後、複数の職を経験後、〇〇〇〇〇〇〇〇で畜産に２年間従事したとのことで、落札したら、水稲や飼料作物、サツマイモ等を農地で栽培する計画で、これまでに蓄えた自己資金を元手に農業を行う予定とのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長　　１番について、説明は終わりました。
１番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

〇議長　　私から質問いたします。〇〇さんは農業を〇〇〇〇〇〇〇〇でされていたようですが、荒れた申請地で農業ができそうな方でしょうか。

〇〇番　　本人は自身があるとのことです。相談者には大学の助教授がおられ、その方の助言ももらわれているようです。

〇議長　　地元の人の評判はいかがですか。

〇〇番　　不明です。

〇議長　　実際、〇〇町には住まれていませんね。
通って農業をされるのか、〇〇町に住まれるのでしょうか。

〇〇番　　競売物件には建物もあり、宅地としての条件もそろっているため、本人はやりだしたら住む気のようです。

〇議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については証明を交付することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

〇議長　　ご異議が無いようでありますので、１番については証明を交付することに決定いたします。

〇議長　　以上、議案、第１５６号　農地等の買受適格証明交付申請に対する交付については、申請件数１件、うち証明件数１件により審議は終了いたしました。

（休憩）

○議長　　ここで、１４時４５分まで休憩といたします。

○議長　　休憩を解きまして、議事を再開いたします。

（小野農業振興地域整備計画の変更関係）

○議長　　議案第１５７号から１６０号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課　　地域振興部　産業創造課の○○と申します。

○産業創造課　　同じく、産業創造課の○○と申します。

○議長　　議案、第１５７号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　（提案説明）

議案書１３ページをお願いします。

議案第１５７号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和８年８月２１日提出

小野市農業委員会　会長　中尾正美

１４ページをお願いします。

市長部局より、令和８年８月５日付けで、意見を求められています。

事前資料として、「令和８年度　農用地両計画の変更申請」をお送りしております。

農用地区域からの除外案件は２件となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５７号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていた

だき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（○○）　議案第１５７号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は１３、１４ページとなりますが、別途、説明資料として配布しております農振除外の６要件整理表を一緒にご覧いただき、ご審議の程お願いいたします。

今回の除外件数は、２件です。では順に説明させていただきます。

１件目の案件は万勝寺町字○○○○○○○○○、面積は○○○㎡の農地です。隣接する山林○○○㎡を含め、事業面積は○○○㎡です。申出者は、三木市○○○に本社を置く、○○○○株式会社という、主にシリコンゴムのパッキンを製造する業者です。利用目的は新規工場の建設と、搬入業者トラックの経路や従業員駐車場等の付帯施設です。

①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

以上、担当部局といたしましては、当案件は除外の６要件を満たしており、新規工場の稼働にあたり、安全性を確保するための用途に供されるものであり、除外はやむを得ないと考えています。

- 申出者は三木市○○○に本社を置き、シリコーンゴムに特化したパッキンの製造事業を行い、自動車関係部品・食品家電用部品・ダックビル弁・通期防水構造体を製造している。
- 本社工場の外に配送センター（三木市○○○）、魚住工場（明石市○○○）において事業を展開している。
- 既存取引先からの受注量増加、新規取引先の獲得等年々高まる需要に伴い、生産量を大幅に増加させる必要があるが、既存設備を最大限に稼働させても必要量の生産が不可能である。
- 既存施設に係る負荷の増加による人員疲労・設備トラブルや納期遅延の懸念が高まっている。
- 需要増への対応と、リスク分散を図るために、申出者は万勝寺町○○○○○○○（山林：○○○○○㎡）を令和元年に購入し新規工場の建築を計画している。万勝寺町○○○○○○○（雑種地：○○○㎡）も併せて取得する予定である。
- 従業員は配送センター（三木市○○○）から約３０名程度、新規雇用約１５名程度を予定している。

・　地元協議の際に、十分な従業員・来客用駐車場、大型車待機・通路スペースを整備して安全性を確保するよう意見が付されており、それらをクリアするためには、当該申出地の活用も必要不可欠となる。

以上のことから、本事業の必要性は高いものであると認められる。

【土地に必要な条件】

・　新規工場の整備のために令和元年に取得した、万勝寺町〇〇〇〇〇〇〇の山林と、駐車場として一体利用できる土地。（半径約１００ｍ以内）

・　取得済の山林（〇〇〇〇〇㎡）及び取得予定の雑種地（〇〇〇㎡）と併せて、約〇〇〇〇〇㎡の面積が確保できる土地。【工場：〇〇〇〇〇㎡、トラック通路：〇〇〇〇〇㎡、大型車駐車スペース：〇〇〇㎡、従業員等駐車場（〇〇マス）及び通路：〇〇〇〇〇㎡、その他歩行者通路等：〇〇〇〇〇㎡、緑地：〇〇〇〇〇㎡以上　計〇〇〇〇〇㎡】

以上の条件下で、農用地区域外土地を探した結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

北側及び西側に農振白地(除外地)が存在している。4 辺のうち 2 辺が農振白地(除外地)と接していることから、農用地の縁辺部であるため、農用地の集団化・効率的利用に支障はないと認められる。

③農地の利用集積に支障がないこと。

担い手への利用集積の実態はないため、支障はないと認められる。

④土地改良施設の機能に支障がないこと。

雨水排水対策として、事業用地の外周に U 字溝を設置し、隣接地へ流れ出ないように対応する。また、隣接地との境界部分には擁壁を設け、土砂流出対策をとる。周囲の土地改良施設の機能に支障はないと認められる。

⑤土地改良事業の完了後、８年を経過していること。

該当なし

⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画区域内については、5/18 に地域計画変更申出が提出されている

⑦農業委員会事務局の意見

農地転用については、除外後農地区分見込：第 1 種農地

事業の目的に供する土地の面積(〇〇㎡)のうち、第 1 種農地の面積(〇〇㎡)が 3 分の 1 を超えないことから、代替的な土地が

ないことを確認できれば、許可見込みあり。
⑧加東土木事務所の意見
〔小野市開発事業等に関する条例_まちづくり課〕
山林部分のみの土地利用で、令和３年４月６日付事前協議を受け付けていた。今回の内容では、当時から事業計画の面積が拡大しているため、軽微な変更ではなく改めて届出が必要である。除外完了後に協議すること。
〔道路法_道路河川課〕
市道敷地にかかって用下水道管埋設工事等をする際には、道路工事施工承認及び、道路占有許可申請をすること。現地写真や詳細図面を元に事前協議を行うこと。
〔騒音規制法・水質汚濁防止法・小野市民の良好な環境を保全する条例・環境の保全と創造に関する条例_生活環境 G〕
掘削機等使用する場合は、作業開始７日前までに特定建設作業実施届を提出すること。
特定の施設を設置する場合には、工事等設置許可申請書及び、工事開始 30 日前までに特定施設設置届を提出すること。
建設作業中における騒音・振動・粉塵等に十分注意し、ごみの散乱防止や廃棄物の減量とリサイクルに努め、発生した産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の適正な処理を徹底すること。
〔工場立地法_産業創造課商工係〕
敷地面積 1,000 ㎡以上 9,000 ㎡未満、建築面積 3,000 ㎡未満の工場を新設する場合は、工事着工 90 日前までに届出をすること。
〔森林法_産業創造課農地係〕
地域森林計画対象民有林でないので、各種届出の必要はない。
結論は除外６要件を満たす。
１件目の説明は以上になります。

２件目の案件は、長尾町〇〇〇、万勝寺町〇〇〇の農地の外、3筆の用悪水路で、面積は〇〇〇㎡です。申出者は姫路合同貨物自動車株式会社です。19P に土地利用計画を付けさせていただいているのですが、本件は２年前の令和６年に新たに倉庫群建設するとして、経済産業省の地域未来等促進法に基づき農振除外した件の関連案件であります。要件整理表にも記載しておりますが、利用目的は物流倉庫用地への進入道路、調整池、法面などです。
①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。
・　物流倉庫群の新設にあたり、令和７年３月に万勝寺町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇（計〇〇〇〇〇〇〇

㎡）を農用地から除外したところであるが、別途栄橋の架け替えに係る土地の地権者に同意が得られず、当初の計画通りに土地利用を行うことが困難となった。

・　依然として、物流需要は増すばかりであり、物流倉庫群の新設は必要不可欠である。従って、申出会社は倉庫群への進入路及び橋梁を、別紙土地利用計画図の通りに新たに整備することとした。

・　当計画は令和６年５月３０日（地産第１３３９号）に「地域経済牽引事業計画」として兵庫県に認定され、令和８年５月１日（地産第１１５３号）に、申出の通りに土地利用の変更が承認されている。これは、農業振興地域の整備に関する法律１０条第４項「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に該当する（施行令第８条第２項第５号）

以上のことから、本事業の必要性は高いものであると認められる。

【土地に必要な条件】

・　〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇に新設する物流倉庫群への進入路の整備にあたり、事業用大型車両が出入りできる極力幅員の広い道路が整備可能及び接道可能な土地。

・　倉庫用地は山の上に存在するため、安全性を考慮すると急傾斜地は選定できない。

・　道路整備にあたり調整池の整備が必要のため、隣接する万勝寺川に放流が可能な土地。

【道路：〇〇㎡、法面：〇〇㎡、調整池：〇〇〇㎡、その他排水施設・通路等：〇〇〇㎡　計〇〇〇〇〇㎡】

以上の条件下で､農用地区域外土地を探した結果､農振除外地での代替地は見つからなかった。

②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

西側及び東側に農振白地（除外地）が存在している。４辺のうち２辺が農振白地（除外地）と接していることから、農用地の縁辺部であるため、農用地の集団化・効率的利用に支障はないと認められる。(農地部分)

③農地の利用集積に支障がないこと。

担い手への利用集積の実態はないため、支障はないと認められる。

④土地改良施設の機能に支障がないこと。

用悪水路部分について、いずれも下流に農地が存在するため機能は残すようにする。形状は測量の結果により、関係者と協議して決定する。

⑤土地改良事業の完了後、８年を経過していること。
基盤整備促進事業　長尾地区 平成 14 年 完了
　新農業構造改善事業　万勝寺地区 昭和 62 年 完了
⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
　地域計画区域内であり、5/21 に地域計画変更申出が提出されている。
⑦農業委員会事務局の意見
〔農地転用〕
除外後農地区分見込：第 2 種農地
 法令に則って手続きを行うこと。
⑧加東土木事務所の意見
〔都市計画法〕
　物流倉庫部分も含めて、測量後に事前協議を行うこと。
〔建築基準法〕
物流倉庫部分は確認が必要。法令に則り建築確認を行うこと。
〔盛土規制法〕
　開発許可の際に確認できれば、改めて申請する必要ない。
〔総合治水条例〕
　物流倉庫部分も含めて、測量後に事前協議を行うこと。

以上、担当部局といたしましては、本件は地域未来投資促進法地域経済牽引事業計画に認定された事業であり、農振法施行令第８条の２の５で、「農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に該当するとされていることから、除外はやむを得ないと考えています。

２件目の説明は以上になります。

以上、２件をご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長　　私から１つお尋ねします。
後から配っていただいた除外案件２番の付属資料ですが、この用地の高さは平らなのでしょうか。現況は高低差があると思うのですが。

○産業創造課　　平らにはしますが、現時点では全体の測量はできておらず、これから凹凸を測っていくとのことですが、法面は大きいです。

○議長　　図面上は平らになるということですね。

○産業創造課　　測量前のため、形状が変わる可能性はあります。

○議長　　もう１点。新しい道路が作られますが、この道路は○○○○○○なのか市が作るのですか。

○産業創造課　　新しい道路と橋梁部分は○○○○○○が作ります。

○議長　　会社が作って、市道に認定するのですか。

○産業創造課　　今回の計画につきましては、地域未来投資促進法の事業計画を若干見直し、開発区域を膨らませ、直接県道に接道することとなり、現時点では市道認定はおこないません。

○議長　　市道認定しないということは、わたくし道になるということで一般車両は通行できないということですね。

○産業創造課　　東の端で通行止めになると聞いており、○○○○○○の専用道路となります。

○議長　　他にご質問はございませんか。
（質問なし）

○議長　　ご質問、意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　　以上、議案第１５７号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」に関する審議は終了しました。

（小野市地域計画（案）に関する意見について）

○議長　　次に、議案、第１５８号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書１５ページをお願いします。
議案第１５８号
「小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について」
農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、小野市地域計画変更（案）について意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美

１６ページをお願いします。
市長部局より、令和８年８月７日付けで、意見を求められています。
資料といたしまして、「小野市地域計画変更（案）概要説明書」がございます。
意見聴取を求められる地域計画変更（案）は、２件となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５８号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について」でございます。
この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（○○）　　続きまして、議案第１５８号「小野市地域計画変更案に関する意見聴取について」の提案説明をいたします。

議案資料は１５、１６ページとなります。先ほど、議案第１５７号にて説明させていただきました、農振除外に付随した内容となっています。
・順番前後いたしますが、まず除外案件２で説明いたしました長尾町の農地を地域計画の守るべき農地から除外する内容であります。

・続きまして、除外案件１で説明いたしました万勝寺町谷地区の農地を地域計画の守るべき農地から除外する内容であります。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
以上をもちまして、議案第１５８号　の提案説明を終ります。

○議長　　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○３番　　面積が除外されたところは、補填しないのでしょうか。

○産業創造課　　はい。転用されて除外となるだけです。

○議長　　他に質問はございませんか。

○議長　　私からお尋ねします。地域計画の変更ですが、地元から普通出てくると思いますが、地元から出てきていますか。

○産業創造課　　今回は申請者が事業者であるため、農用地とセットになる案件であるため、地元区長と話が済んでいるという前提となっており、地元説明も済んだこととなっています。

○議長　　地元の了解は取っているということですね。

○産業創造課　　はい。

○議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　　以上、議案第１５８号「小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について」に関する審議は終了しました。

（農用地利用集積等促進計画（中間管理権）関係）

○議長　　次に、議案、第１５９号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　（提案説明）
議案書１７ページをお願いします。
議案第１５９号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権)」
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美

１８ページをお願いします。
市長部局より、令和８年７月３０日付けで、意見を求められています。
１９ページから２２ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１５９号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権)」でございます。
この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（○○）　　議案第１５９号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は１７ページから２２ページまでとなり、別途、配布しております位置図を見比べながら、ご審議をお願いいたします。
・今回の農用地の利用集積促進計画の概要を申しますと、使用貸借の設定で２件となります。なお、賃貸借権の設定分は、今回該当はありません。
使用貸借権の設定１件目は、○○内の農地、計５筆・面積にし

て４，４１１㎡を、〇〇を拠点として、水稲を中心に営農を展開する〇〇　〇〇氏に集積をしようとするものであります。
　集積する農地の所有者は２０ページの１番の方となります。
　農地の所在ですが、位置図１ページ目の　位置図①　をご参照願います。
　貸借期間は、本年１０月１日からの１０年間となっております。

　使用貸借権の設定２件目は、同じく、〇〇内の農地、計２筆・面積にして３，３６３㎡を、栄町を拠点として、水稲を中心に営農を展開する〇〇　〇〇氏に集積をしようとするものであります。
　集積する農地の所有者は２０ページの１番の方となります。１件目の所有者と同じになります。
　農地の所在ですが、位置図２ページ目の　位置図②をご参照願います。
　貸借期間は、本年１０月１日からの１０年間となっております。

　以上をもちまして、議案第１５９号の提案説明をおわります。

〇議長　　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

〇議長　　ご質問、意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

〇議長　　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

〇議長　　以上、議案第１５９号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

（農用地利用集積等促進計画（中間管理・所有権移転）関係）

○議長　　次に、議案、第１６０号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局　　議案書２３ページをお願いします。
議案第１６０号
「農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について（農地中間管理・所有権移転)」
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。
令和８年８月２１日提出
小野市農業委員会　会長　中尾正美

２４ページをお願いします。
市長部局より、令和８年７月２１日付けで、意見を求められています。
別紙、農地利用集積等促進計画（農地中間管理権の設定に基づく所有権移転）が、「農用地利用集積等促進計画」となっており、議案書の２５ページから２６ページまでが、この位置図となっています。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案、第１６０号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（所有権移転)」でございます。
この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（○○）　　続いて、、議案第１６０号「農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について（農地中間管理・所有権移転)」の提案説明をいたします。
議案資料は２４ページから２６ページまでとなり、別途、配布しております書類でＡ４の１枚もの、「農地中間管理権の設定に基づく所有権移転　議案第１６０号関係」と合わせて見ながら、ご審議をお願いいたします。
本議案は、ひょうご農林機構を通じて、地域の担い手農業者へ

の農地の所有権移転を行うための農用地利用にかかる計画　１件について、貴委員会の意見を求めるものであります。

対象農地は、別添のとおり住永町〇〇〇〇のほか、計４筆でありまして、合計面積は６，１００㎡、いずれも農振農用地で、地域計画の対象農地でもあります。場所の方は、議案資料２５ページをご覧ください。

農地の所有者は住永町在住の〇〇〇〇（〇〇〇〇　〇〇〇）氏、そして、農地を購入するのは、市の認定農業者で、広渡町在住の〇〇　〇〇氏であります。

農地の購入者である〇〇氏は、山田錦等の水稲を中心とした耕種農家で、その経営規模は２４ヘクタールに及びます。今回は、〇〇氏が、すでに利用権設定により借り受けている農地の一部を、今後、自作地として取得し、経営基盤の強化を図るために、本議案の所有権移転の申出がございました。

なお、市としては、購入者である〇〇氏は、生産意欲が高く、また、計画的に経営農地の集積・団地化を進めている農業経営者であることから、本議案による農地の所有権移転については、適当な内容と考えております。

以上をもちまして、議案第１６０号　の提案説明を終ります。

〇議長　　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番　　〇番、〇〇が質問します。
別添の、４番の番号が違うように見えますが。

〇産業創造課　　申し訳ないですが、別添と序列は合わせておりません。

〇〇番　　了解。

〇産業創造課　　議案資料の２５ページをご覧ください。
①が住永町字ミ〇〇〇〇〇、②が敷地町字〇〇〇〇〇〇〇、③が敷地町字〇〇〇〇〇〇〇〇、④が敷地町字〇〇〇〇〇〇〇〇となっています。

〇議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

〇議長　　なければ、私から１つお尋ねします。
売買単価は１反あたりいくらでしょうか。

○産業創造課　　全部で６，１００㎡あり、買い入れ価格の総額は３０５万円となっており、従いまして、１反あたりはちょうど５０万円となっています。

○議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

○○番　　○番、○○が質問します。
○○さんは年齢的にまだまだできますか。
所有者を息子さんにしないのでしょうか。申請は○○さんご本人さんが来られるのでしょうか。

○産業創造課　　○○○○さんは７８歳で、窓口に来られたのはご本人と娘さんとなっております。実際の現場でのオペレーターは息子さんと娘さんになるのでしょうが、計画については○○さんとなっており、息子さんたちへの所有農地とするにはいつ頃にするか悩まれているところです。

○議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

○○○番　　○○番、○○が質問します。
中間管理の貸し借りについては、自動更新はあるのでしょうか。更新されなければ、自動的に戻ってくるのでしょうか。

○産業創造課　　中間管理に関しましては、自動更新はございません。その都度、更新する必要があります。

○事務局　　利用権設定と同じで、いったん帰ってきます。地主が良ければ再契約する必要があります。
農地法第３条に関しては、正当な事由がない限り自動更新されます。

○○○番　　貸したり借りたりすると、５年経つとすぐ忘れてしまい、気づいたら次の更新にかかっていたなどという恐れがありますが。

○産業創造課　　半年前に、農林機構から案内が送られるようになっています。

○議長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

○議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　　以上、議案第１６０号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（所有権移転）」に関する審議は終了いたしました。
（産業創造課職員退席）

（報告事項）

○議長　　次に、報告事項に移ります。報告事項１から３を一括して事務局から説明いたします。

○事務局　　２７ページをご覧ください。

報告１
　下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
（証明期間　令和８年７月１日～令和８年７月３１日）
　令和８年８月２１日　小野市農業委員会　会長 中尾　正美
耕作証明　番号１
　住所　中町○○○　氏名　○○○○　使用目的　軽油免税申請
　耕作証明につきましては、この１件、軽油減免申請のみです。

　引き続きまして、２８ページをご覧ください。

報告２
　下記のとおり農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６８条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。
（受理期間　令和８年７月１日～令和８年７月３１日）
　令和８年８月２１日　小野市農業委員会　会長　中尾　正美
　番号１　届出人　貸人　下来住町○○○○○　○○○○、借人下大部町○○○○○　○○○○、物件の表示　所在地　下来住町字○○○○○○○　地目畑　面積○○○㎡、適用といたしまして、農地法３条、使用貸借権　合意解約の（令和８年７月２日受理）です。その他２件、合計３件、９筆、○○○○○㎡であります。

　引き続きまして、２９ページから３１ページをご覧ください。

報告３
　下記のとおり農地法第３条の３第１項の規定による届出を受理したので報告する。
（受理期間　令和８年７月１日～令和８年７月３１日）
　令和８年８月２１日　小野市農業委員会　会長　中尾　正美

番号１　届出者
　譲受人（相続人）　加西市○○○○○○○　○○　○○
　譲渡人（被相続人）　河合西町○○○○　○　○○

物件の表示　所在地　河合西町字〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇㎡、河合西町字〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇〇〇㎡、河合西町字〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇〇〇〇㎡、合計３筆、合計面積〇〇〇〇〇㎡、適用として、相続による所有権取得、令和８年７月１日受理。

以下、記載のとおり、農地法第３条の３第１項の規定による届け出は、合計１１件、５４筆、〇〇〇〇〇〇㎡でした。

以上で、報告事項を終わります。

〇議長　　報告１から３について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
（質問なし）

〇議長　　ご質問、ご意見が無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【　閉　会　】

○議長　　以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。

皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有がとうございました。

これをもちまして、第２９回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第３３条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和８年８月３１日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員５番

議事録署名委員６番